

申請に必要な書類

(1) 必ず提出するもの

申込児童ごとに必要書類を提出してください。

提出書類	備 考
①教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書	
②家庭状況調査（１）（２）（様式１および２）	様式２は該当がなくても未記入（白紙）で提出
③扶養児童等調査書（様式３）	きょうだい関係について、同居・別居にかかわらず生計が同一の場合はすべて記入。
④保育を必要とする事由を証明する書類	

※書類提出の際は、別冊「教育・保育給付認定（保育認定）申請書兼保育所等入所申込書」の必要書類チェック表もご活用ください。

※2・3号認定のまま転園を希望する場合や、1号認定で認定こども園を利用していたが、新年度から2号認定での利用を希望される場合は、新規扱いでの利用調整を行います。

※転入前申込みの方は、転入後忘れずに「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」を提出してください。

(2) 家庭状況に応じて提出するもの

該当がある場合は次の書類も提出してください。

家庭状況	提出書類
ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写し、または、『戸籍謄本』 ※その他（行方不明・拘禁等）に該当する方は別途ご相談ください。
同居親族に障がい者がいる（右記手帳等を交付されている場合）	『身体障がい者手帳』、『療育手帳』、『特別児童扶養手当受給証明書』 『精神障がい者手帳』、『障がい基礎年金等の年金証書』いずれかの写し
i) 当年1月1日現在、伊達市に住所がなかった方 ii) 当年度市町村民税を他市町村に納めている方	i) 当年1月1日現在の住所地における当年度所得課税証明書 ii) 当年度市町村民税を納めている市町村発行の当年度所得課税証明書 ◎教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がある場合は提出を省略することが可能です。ただし、家庭状況によっては、後日提出を依頼する場合があります。 ◎扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です。未提出の場合、保育料を算定できないため、提出があるまでは <u>保育料の最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。</u>

- 生活保護受給、里親委託等の場合は別途ご相談ください。

(3) 保育を必要とする事由を証明する書類

父母（保護者）および世帯員（世帯分離している同居者を含む）全員分 ※1

ただし、65歳以上の祖父母等や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は除く。

必要書類 事由（状況） [注意事項]	就労 証明書	自営業 ・農業 申立書	就学 状況 申立書	保育必 要事由 申立書 (就労 ・就学 以外)	育児休 暇取得 証明書 兼継続 入所申 出書	求職 活動 申立書	添 付 書 類	添付書類名
		様式 5	様式 6	様式 7	様式 8	様式 9		
1 就労（会社勤務・内職）※2	●							
2 就労（自営業・農業）		●						
3 産休・育児後に入所希望※3 [産休・育児取得期間を必ず記入]	●							
4 妊娠・出産				●			●	母子手帳の写し（①表紙、②出産予定日記載ページ）
5 疾病・障がい				●			●	診断書（原本）もしくは障がい者手帳、特別児童扶養手当受給証明書の写し
6 介護・看護				●			●	診断書（原本）もしくは介護保険証、障がい者手帳等の写し
7 災害復旧				●			●	罹災証明書の写し等
8 求職活動（起業準備含む）						●	● ※4	離職日がわかる書類（雇用保険離職票、雇用保険受給資格者証の写し等）
9 就学・職業訓練			●				●	在学証明書や、学生証（写し）等
10 虐待・DV							●	相談機関が発行する任意の証明書
11 育児休業中の継続利用 [新規申込者は受付できません]					●			

※1 父母（保護者）以外の世帯員（65歳以上の祖父母等や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は除く）で、保育を必要とする事由に該当しない場合でも申請できますが、利用調整時に優先度が下がります。

※2 就労先が2か所以上ある場合は、すべての就労先から取得してください。

※3 申込時は、産前産後休業・育児休業の取得期間が記載された『就労証明書』を提出してください。また、入所が決定し、職場復帰した場合、復帰日から2週間以内に復職年月日が記載された『就労証明書』を提出してください。

※4 入所後に父母（保護者）が仕事を辞めて「就労」から「求職活動」に事由が変更となる場合は、『求職活動申立書（様式9）』に離職日がわかる書類を添付して提出してください。

ただし、「就労」以外の事由から「求職活動」に変更となる場合や、入所前に「求職活動」の事由で新規申込する場合は、離職日がわかる書類の添付は不要となります。

(4) 申請時に持参するもの

- ☐ 申請者（「教育・保育給付認定（変更）申請書」の保護者氏名欄に記載した方）のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票（写し可）
- ☐ 提出者（書類を提出に来た方）の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

(5) マイナンバーの記載について

保育所等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、**マイナンバー（個人番号）の記載**が必要です。

● マイナンバーの記載が必要な書類

- ・「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」→**新規申込**のとき

● 本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した書類を提出する際は、「申請者」欄に記載された方の本人確認（「①番号確認」と「②身元確認」）を行いますので、以下の書類の提示をお願いします。

＜提示書類＞ ※郵送で申請する場合は①番号確認書類及び②身元確認書類の写しを添付してください。

①番号確認書類

申請者（〔保護者氏名欄〕に名前を記載した方）のマイナンバーが確認できる書類
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票（写し可）のいずれか 1 点

②身元確認書類

提出者（窓口書類を提出に来た方）の身元を確認できる書類
マイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付き身分証明書 1 点

● 申請者と提出者が異なる場合の記入

「保護者氏名（申請者）」に記載した方と異なる方が提出するときは、「受任者氏名（提出者）」に、提出する方の氏名等を記入してください。

【記入例】

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

伊達市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請及び保育所等入所申込をします。

また、この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

☒新規申請
 ☐現況届

申請(届出)日	令和 年 月 日	申請(届出)	☒ 新規申請 ☐ 現況届
ふりがな 保護者氏名 (申請者)	だて たろう	連絡先	(日中連絡がとれる番号) 自 宅:024 -xxxx -xxxx 携帯電話:090-xxxx -xxxx
伊達 太郎			
個人番号			
保護者住所	(〒 960- 0692) 伊達市 保原町舟橋 180 番地		
上記申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。 ※上記保護者(申請者)が申請に来られない場合は、提出する方がこの受任者(提出者)欄にご記入ください。			
ふりがな 受任者氏名 (提出者)	だて さちこ	住所	☒ 保護者住所と同じ ☐ 別住所 ()
伊達 幸子			
申請者との関係: 妻		連絡先	自 宅:024 -xxxx -xxxx 携帯電話:090-xxxx -xxxx

(例) 新規申込者で保護者が父、提出者が母の場合、以下の書類の提示・記入が必要になります。

提示するもの ⇒ ①父（申請者）の番号確認書類：マイナンバーカード

②母（窓口来庁者）の身元確認書類：運転免許証

記入するもの ⇒ ③「受任者氏名（提出者）欄」に母の氏名・申請者との関係・住所・連絡先を記入